

熊本地方裁判所委員会（第32回）議事概要

日 時 平成27年5月20日（水）

午後1時30分～午後3時30分

場 所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 簡易裁判所における民事裁判等の手続

出席者

（委員）池田和隆，稲本信広，大日方信春，緒方宏行，箴島一也，
古城里美，後藤眞理子，高橋慶明，濱田泰之，一木文智，
三井良子，森元末光，山口和也（五十音順，敬称略）

（説明者）澤谷裁判官，吉良庶務課長，住吉主任書記官，川野主任
書記官，永野総務課長

（事務担当者）渡邊事務局長，日野事務局次長，永野総務課長

議事要領

第1 開会

第2 所長挨拶

第3 新任委員紹介

第4 委員長代理の選出（地方裁判所委員会規則6条関係）

委員長は，委員長に事故があるときの代理者として，一木委員
を指名した。

第5 議事

1 平成26年11月26日実施の熊本地方裁判所委員会後の広報活
動の状況について説明

2 簡易裁判所の民事事件数の動向について説明

3 簡易裁判所の受付業務に関するロールプレイの実施

4 簡易裁判所における民事裁判手続について説明

5 意見交換及び質疑応答【●＝委員長，○＝委員，■＝説明者】

● 説明があったとおり、簡易裁判所においては、利用しやすい民事裁判等の手続が用意されている一方で、民事裁判等の受理件数は、減少傾向にある。これは、裁判所としての広報活動が十分ではないことが原因とも考えられるため、皆様の意見を伺いたい。

○ 簡易裁判所の手続は、いくつかの種類があり、コンパクトであることは理解できたが、やはり、内容が複雑ではないか。また、事件数が減少しているということであるが、それは受理した件数のことであると思うが、実際に窓口に来た人のうち、申立てにまで至る人の割合は、どの程度いるのか。

■ 具体的な統計数値を取っているわけではないため、はっきりとした数値は示せないが、感覚的には、窓口相談に来た人が10人程度いた場合、申立てにまで至る人は、その半数くらいではないはないかと思う。

窓口相談に来た後に、弁護士などの専門家のところへ相談へ行く人もいるのだと思う。

■ 3, 4回窓口相談に来て、申立てをしないケースもある。内容的に訴訟を起こすハードルが高い場合や、窓口に来る人の中には、立証等は裁判所がやってくれると思って来る人がいて、書面の作成や立証等を自分でやらなければならないことが分かると、ハードルが高くなり、申立てに至らないということもあるのかもしれない。

○ 窓口相談に来る方は、消費生活センターを經由してくるのか、あるいは裁判所に直接手続をしにくるのか。

■ 窓口に来る方は、弁護士など、裁判所以外での相談を経てから来る人が多く、裁判所に直接来る人は少ない。感覚的な答えになるが、窓口に来る方の3分の2程度はそうなのではないか

と思う。また、裁判所以外の窓口で裁判所のパンフレットを渡され、それを見てから来る人も中にはいる。

- 少額訴訟や調停手続に関してはどのような広報を行っているのか。広報用のDVD等は作成されているのか。また、事件数が減少しているのは、お金を貸している側の経済状態が良くなったからではないか。
- DVDは作成されており、熊本地裁では、1階ロビーの待合スペースで1日中上映しているほか、裁判所のホームページでも手続紹介をしている。
- 経済状況がよくなっていることが影響しているかどうかは把握していないが、多重債務者は減少している。一般の方の裁判所の利用について、感覚的だが、裁判所に対して敷居が高いというイメージを持っている人が多いのではないかと思われるので、それを払拭するよう取り組んでいるが、これからも広報に力を注ぎたい。また、調停無料相談会も行っているが、人の集まりはあまり良くない状況である。
- 裁判所の敷居が高いという話も出たが、どのようにしたら敷居が下がり、ニーズが高まるのか、何かよい知恵があれば御教示いただきたい。
- 大半の中小企業経営者は、金銭請求について、裁判所を利用すると相当な期間がかかると思っているのでは、利用しないのだと思う。このため、よほど金額が高額でないと裁判所を利用しないのではないかと思う。私自身もそのように思っていたが、今日は裁判所には利用しやすい手続があることを知ることができた。そのような利用しやすい手続はもっと広く知らせるべきである。
- 最近、病院は医療費の未払金について、困っているところが

多い。大病院などは回収会社に依頼している場合もある。病院に対し、少額訴訟等の手続を紹介してはどうか。

● 医師会の事務担当者の会合等に裁判所の職員が出向いて手続説明を行うことは可能か。

○ 可能である。

○ 中小企業経済同友会などのコネクションを利用し、経営者の会同等で手続説明をし、その効果が出れば、口コミで広がり、広報効果もあがるのではないかと思う。

○ 業界紙や、地方公共団体の広報誌、あるいはマスコミ等に対し、裁判の手続等をシリーズとして掲載してはどうか。特に各自治体が発行する広報誌は有効であり、パンフレットを配布するよりも効果があると考えられる。

■ 市の広報誌の掲載について、これまで何度か依頼を行ってきたが、広報誌へ掲載予定の記事が満杯状態で、掲載には至っていない。今後も積極的に広報誌への掲載について働きかけを行っていききたい。

○ 来庁者に対して、総合案内を行う者を配置してはどうか。

○ 弁護士相談の際に、調停手続を勧めるが、申立書の記入が分かりづらいという理由から、自分で記入することに抵抗を示す人もいる。申立書をチェック方式にするなど、様式をもっと簡素にすることはできないか。

■ 貸金請求、売買契約、交通損害賠償、建物明渡し、賃料請求等については、最高裁が作成した定型の書式が用意されているが、それ以外のもの、例えば不法行為等による損害賠償請求等については、自分で作成していただくことになるので、負担となる面はある。

- 簡易裁判所における民事事件の手続を広く知っていただくために、裁判所では広報活動を行い、パンフレット等を作成配布している。机上に、そのパンフレットを配布しているが、パンフレットの内容について、分かりやすいか、分かりにくい等かといった感想を伺いたい。
- パンフレット自体は分かりやすいと思うが、ケーススタディーや、手続に必要な費用の金額の記載があれば、より、分かりやすいと思う。
- 裁判所は暗いイメージがあるのではないか。学生等に対して広報活動を行うのであれば、裁判所の庁舎内に花を置くなり、心が和むような工夫をしてはどうか。
- 中学校の社会科の時間で、裁判所について取り扱ったりするが、具体的に、中学、高校から裁判所へ傍聴等で足を運ぶなどして、裁判所へ行きやすい雰囲気になればと思うので、学校としてもそのような活動をしていきたい。
- 裁判所のホームページは、階層がいくつにもなっていて、分かりにくいので、もっと開きやすくしてはどうか。また、その手続に要する一般的な期間を示せば、利用者には分かりやすいのではないか。

市の広報誌の活用を裁判所が考えている件については、市の広報担当者へ伝えることとしたい。

第5 次回開催日

平成27年11月11日（水）午後1時30分～午後3時30分

第6 次回のテーマ

裁判所における災害対策